

各健康 診査等の 追加健診

特定健診等を12月までに受診できない方のために追加健診を実施します。なお、同一年度内に健康診査（集団健診・医療機関健診・ドック検診）等を複数回受けることはできませんのでご注意ください。

追加健診では、問診票等の個人通知はしませんので、8月送付の「健康診査受診券」「結核・肺がん検診問診票」を使用してください。

▼追加健診実施日 平成25年1月20日（日）・21日（月）

▼受付時間

①午前9時30分～11時

②午後1時15分～3時

▼会場 保健センター

◎特定健康診査

▽対象 40～74歳の方

▽持参品 保険証、特定健康診査受診券

◎後期高齢者医療健康診査

▽対象 後期高齢者医療加入者

▽持参品 保険証、健康診査受診券

◎結核・肺がん検診

▽対象 40歳以上の方（加入している健康保険の種類に関係なく、受診可）

◎健康づくり健康診査

▽対象 19～39歳の方

◎B・C型肝炎検査

▽対象 40～70歳の方で、過去に検診を受けていない方（今年度40・45・50・55・60・65・70歳の方は、検診料金が無料）

◎前立腺がん検診

▽対象 50歳以上の男性（加入している健康保険の種類に関係なく、受診可）

◎特定健康診査 市役所国保年金課

国保G 内線102・1104

◎後期高齢者医療健康診査 市役所国保年金課

医療福祉G 内線107・108

◎それ以外の健診等

保健センター ☎48・6000

国民年金

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

問合先

・土浦年金事務所
☎029・824・7121（資格・納付・免除に関すること）
市役所国保年金課 年金G 内線105・106

国民年金に加入している方が、海外へ転出する場合は、海外から転入した場合は、国民年金の届出が必要となります。総合窓口課での住民異動手続きの際には、忘れずに国保年金課でも手続きしてください。

●海外転出する方の手続き

国民年金加入中の方（厚生年金や共済年金加入者およびその配偶者ではない方）が、海外転出の届出をする、その期間は国民年金に加入する義務がなくなり、国民年金をやめること

になります。しかし、日本国籍の方は本人の希望で任意加入することもできます。いずれの場合も手続きが必要ですので、転出手続きをした後に、年金の手続きをしてください。すでに海外転出している方も任意加入することができま

す。

①日本国内に親族などの協

力者がいる場合 海外転出した方の最終住民登録地の市役所で手続きしてください。保険料の納付は、協力者が本人の代わりに納める方法と、日本国内に開設している預金口座から口座振替で納める方法があります。

②日本国内に協力者となる親族がいない、または依頼することが困難な場合 海外転出した方の最終住民登録地を管轄している年金事務所で手続きしてください。保険料の納め方は原則、口座振替となります。

③日本国内に住所を有したことがない場合 手続き

先は、千代田年金事務所（☎03・3265・4381）になります。

●海外から守谷市に転入した方の手続き

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、国

力者がいる場合 海外転出した方の最終住民登録地の市役所で手続きしてください。保険料の納付は、協力者が本人の代わりに納める方法と、日本国内に開設している預金口座から口座振替で納める方法があります。

②日本国内に協力者となる親族がいない、または依頼することが困難な場合 海外転出した方の最終住民登録地を管轄している年金事務所で手続きしてください。保険料の納め方は原則、口座振替となります。

③日本国内に住所を有したことがない場合 手続き先は、千代田年金事務所（☎03・3265・4381）になります。

●海外から守谷市に転入した方の手続き

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、国

民年金に加入する義務があります。海外から転入したとき（厚生年金や共済年金加入者およびその配偶者ではない方）は、国民年金加入の手続きをしてください。手続きをする際は「年金手帳、認め印、口座振替を希望する方は預金通帳と通帳の届出印」を持参してください。

▼年金Q&A▼

Q 任意加入しなかった場合、海外在住期間（年金をやめている期間）の扱いはどうなりますか？

A 合算対象期間（カラ期間）となり、年金を受給するために必要な期間として計算に入れることができますが、老齢基礎年金額の計算には含みません。また、年金をやめている期間に病気やけがなどで障がいになっても障害基礎年金等の対象にならない場合があります。

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、国

民年金に加入する義務があります。海外から転入したとき（厚生年金や共済年金加入者およびその配偶者ではない方）は、国民年金加入の手続きをしてください。手続きをする際は「年金手帳、認め印、口座振替を希望する方は預金通帳と通帳の届出印」を持参してください。

▼年金Q&A▼

Q 任意加入しなかった場合、海外在住期間（年金をやめている期間）の扱いはどうなりますか？

A 合算対象期間（カラ期間）となり、年金を受給するために必要な期間として計算に入れることができますが、老齢基礎年金額の計算には含みません。また、年金をやめている期間に病気やけがなどで障がいになっても障害基礎年金等の対象にならない場合があります。